

雇用保険の基本手当の特例措置について

(令和6年能登半島地震)

令和6年能登半島地震により、船員であった方に対して支払われる失業給付等の手続きを次のとおり取り扱います。

この特例措置は、激甚災害に指定された本地震による災害を受けたため、事業を休止・廃止したことにより休業し、被保険者が就業できず賃金を受けられない場合に、「失業」とみなして雇用保険の基本手当を支給するものです。

なお、本特例措置は、すでに本地震による災害により休止・廃止されている事業所の船員の方も対象となります。また、本特例措置は、令和6年12月31日まで実施します。

○地方運輸局等に来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

本地震の影響によりやむを得ず、指定された失業の認定日に地方運輸局等（注）に来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申出は不要、やむを得ない理由を証明する書類も不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。
※失業認定にあたり、やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

（注）本資料において、「地方運輸局等」には、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局並びに運輸支局及び海事事務所を含みます。

○他の地方運輸局等でも雇用保険の手続きができます。

本地震による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄する地方運輸局等に来所できないときは、他の地方運輸局等で基本手当の受給手続きを行うことができます。

※受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

○「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

本地震発生の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

- ① 激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、基本手当を受給できます。

② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

○ 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

○ 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」(①の場合)又は「雇用保険被保険者離職票」(②の場合)、身分証明書(運転免許証など)、本人名義の預(貯)金通帳(カード)、写真(縦3cm×横2.4cm(マイナンバーカードを提示される場合は不要です。))が必要です(ただし、受給手続に必要なこれらの確認書類がない場合は、お近くの地方運輸局等の船員職業安定窓口にご相談ください)。

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業又は一時離職後に、元の事業所に復帰して雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、激甚災害法の指定地域にお住まいの方が自己の都合で退職した場合も、給付制限期間が1か月に短縮される特例措置により、給付開始時期が早まります。

【お問い合わせ先】

北陸信越運輸局 海事部 船員労政課

電話：025-285-9157